

R3. 12. 17 議会運営委員会

明神委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
梶原委員が所用のため欠席しており、代替りの委員外議員として土森議員の出席を求めているので、御了承願う。
本日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 意見書案の送付先について

明神委員長 初めに、意見書案の送付先についてである。
1 ページの資料 1、意見書案送付先一覧表案を御覧いただきたい。
以上、意見書案 5 件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。
なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

明神委員長 また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から 1 時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。

2. その他

明神委員長 次に、その他についてである。
本日、依光晃一郎議員から 12 月 23 日をもって議員を辞職したい旨の願いが議長に提出された。
議員の辞職については、地方自治法第 126 条において議会の許可を得て辞職することができることとされている。この件については、閉会日の日程に上げ議題とし、お諮りすることとなるので、御了承願う。

(了 承)

明神委員長 また、依光議員から辞職が許可された場合、辞職の挨拶を行いたい旨の申し出があつているので、これを許可したいが、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。
次に、届出会派の異動についてである。
青山の会が 12 月 31 日付で解散し、1 月 1 日付で桑鶴太朗議員が自由民主党に加入する旨の届け出があつた。
については、ここで議員辞職及び届出会派の異動に伴う議会運営等について併せて

御協議願いたい。

(1) 議席及び議席番号

明神委員長

まず、10ページの資料2、議席及び議席番号についてである。
このことについては本会議で決定することとなるので、あらかじめ変更案を御協議いただく必要がある。
関係会派において調整したものを資料2の変更案としてお示ししてあるので、事務局から説明をさせる。

吉岡議事課長

それでは、10ページの資料2、議席及び議席番号の一部変更案と書かれた座席図を御覧願う。
上が現行の議席である。下が変更案である。下の変更案を御覧願う。太字で記載している議員が今回変更となる方である。氏名の入っていない議員については議席、議席番号ともに変更はない。
今回、桑鶴議員が青山の会を解散され、自由民主党に所属されるので、議席は、各議員が会派別に固まって位置するように決定するとの先例に従い、桑鶴議員には、最前列の左端へ移動していただく。上治議員と土森議員はそれぞれ右隣の席へ移動していただき、上田貢太郎議員は2列目の左端へ、今城議員から土居議員までそれぞれ右隣へ、野町議員は3列目の左端へ、浜田議員から西内健議員まではそれぞれ右隣へ、弘田議員は最後列左端へ、明神議員が依光議員の辞職に伴い空席となった右隣へ移動していただく案となっている。
議席番号については、桑鶴議員を1番とし、現在1番の上治議員から16番の明神議員まで、順に繰り下げるものである。
以上である。

明神委員長

何か御意見はないか。

(なし)

明神委員長

それでは、議席及び議席番号については、案のとおりとすることで御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。
なお、議席の変更については、閉会日の本会議で議員の辞職を諮った後に諮ることとし、議事手続の詳細については、閉会日の議運で改めて御協議いただくこととするので、御了承願う。

(了承)

(2) 議員控室及び応接室

明神委員長

次に、11ページの資料3、議員控室及び応接室についてである。
このことについて、事務局に説明させる。

濱口総務課長

11ページ、資料3を御覧願う。

R3. 12. 17 議会運営委員会

議員辞職及び届出会派の異動に伴う議員控室等の使用案である。議員控室については、各会派の所属議員数を勘案して割り当てるのが例となっており、これを踏まえた案となっている。

まず、1階及び3階については異動はない。次に、2階については現在青山の会が控室として使用している部屋を204応接室として自由民主党の応接室とし、これに伴い、自由民主党の1人当たりの面積が18.12㎡から19.29㎡と微増となるが、議員1人当たりの面積は、会派間でほぼ均衡している。なお、変更後の見取図は次ページを参考としていただきたい。

説明は以上である。

明神委員長

何か御意見はないか。

(なし)

明神委員長

それでは、このことについては、事務局の説明のとおり、現在の青山の会の控室を1月1日以降自由民主党の応接室とすることで御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

(3) 常任委員会の構成

明神委員長

次に、13ページの資料4、常任委員会の構成についてである。

議員辞職する依光議員が所属する常任委員会をそのまま欠員とした場合、現在の総務委員会1名の欠員に加え、危機管理文化厚生委員会が1名の欠員となる。

また、届出会派の異動に伴う常任委員の所属の変更については、先例では所属会派を変更しても、当該議員の所属委員会は変更しないとなっている。

これらのことを踏まえて、辞職する議員の所属する委員会を欠員とし、届出会派の異動に伴う常任委員の所属の変更は行わないこととした場合の案を資料4としてお示ししてある。

これについて、御意見があればどうぞ。

(なし)

明神委員長

それでは、この件については、資料4のとおり、辞職する議員が所属する常任委員会をそのまま欠員とし、届出会派の異動に伴う常任委員の所属の変更は行わないことで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

(4) 議会運営委員会の構成

明神委員長

次に、14ページの資料5、議会運営委員会の構成についてである。

各会派の議会運営委員会の委員の人数は、会派の所属議員数により案分して決定

R3. 12. 17 議会運営委員会

することが例となっている。

このため、議員辞職及び届出会派の異動後の所属議員数による案分について事務局から説明させる。

吉岡議事課長

それでは、議運の会派構成割合について御説明する。14ページ資料5を御覧願う。下の表が9月16日に決定した現在の会派構成の案分値等である。上の左側の表、12月24日からという表を御覧願う。議員辞職に伴い、自由民主党は1名減の20名となった。

そして、改めて5つの交渉会派で議運の委員定数10名を案分したのが、その表の3行目の案分値の欄である。自由民主党が5.88、県民の会1.47、日本共産党1.47、公明党0.59、一燈立志の会0.59で、整数を配分すると委員定数まで1人余るので、その1を小数点以下が最も大きい自由民主党に配分することとなり、結果的に配分人数は現行と変更はない。

また、右側の1月1日からの表であるが、所属会派変更に伴い自由民主党はプラス1の21名となり、交渉会派の人数で申し上げると現在の状況に戻ることとなる。

結果的に、辞職を受けた後も所属会派の変更の後も議運の構成割合に変更はなかった。

以上である。

明神委員長

それでは、各交渉会派への配分数に影響がないとのことであるので、議運の構成は現行どおりということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

(5) 特別委員会の構成

明神委員長

次に、特別委員会の構成についてである。

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会は、依光議員の議員辞職により欠員が生じることとなる。

同特別委員会の委員の割り振りについては議運の構成と同じと決定しており、先ほど議運の構成は現行どおりとお決めいただいたので、同特別委員会の会派構成についても現行どおりとなる。

ついで、依光議員の後任となる委員を自由民主党から選任するというので、いかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

自由民主党は、後任の委員を早急に人選の上、事務局へ提出していただくよう、御協力願う。

なお、このことについては、閉会日の本会議で議員の辞職を諮った後に委員の選任を行うこととし、議事手続の詳細については、閉会日の議運で改めて御協議いただくこととするので、御了承願う。

(了 承)

(6) 高知県都市計画審議会委員

明神委員長

次に、高知県都市計画審議会委員についてである。
都市計画審議会委員については、令和2年6月19日の議運で自由民主党と県民の会からそれぞれ1名を推薦することを決定しており、現在依光晃一郎議員と田所裕介議員が就任しているが、依光議員の議員辞職に伴い、後任に推薦する議員を決めておく必要がある。
申合せでは、各種審議会委員の会派への割り振りは、その都度検討するとなっているが、今回は審議会委員の任期途中の交代であることから、引き続き自由民主党から後任を推薦することとしたいが、いかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。
自由民主党は、後任に推薦する議員を早急に人選の上、事務局へ提出していただくよう、御協力願う。
議員辞職及び届出会派の異動に伴う協議については、以上である。
なお、本会議における一括質問の会期別・会派別年間発言回数、一問一答の会期別・会派別発言時間については、今後実施が見込まれる補欠選挙の後、議運で御協議いただきたいので、御了承願う。

(了 承)

明神委員長

ほかに、その他で何かないか。

(な し)

明神委員長

それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の12月23日木曜日午前9時から開催することとする。
協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。
本日の常任委員会の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、常任委員会の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。